事前評価調書

I	事業概要													
事	業名	治山	事業(小	規模治L	山事業(治山施設	機能向上	2))						
地	区名	ときまた	:はたしうれのちょう もち が と こ 豊田市宇連野町モチガトコ											
事業箇所		豊田	豊田市宇連野町モチガトコ 地内											
事業のあ らまし		治口	治山施設を整備することにより、荒廃山腹斜面を保全し、山地災害を防止する。											
事業目標			【達成(主要)目標】 法枠工150.0㎡を設置し、荒廃山腹斜面の保全を図る。											
車	業費		事業費		内訳									
尹	未 貝				5円 ■工事費 10百万円、□用補費、□その他									
事業期間		採折							平成31:	成31年度				
	業内容	法枠	去枠工150.0㎡を設置する。 											
II 評価														
①事業の必要性	1) 必要	性	当該地域では、山腹の荒廃が進み、山地災害の発生の恐れが懸念されている。地元からの事											
			業実施の要望も強いため、治山事業の実施が必要である。											
	判定		Α		A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。									
要性			【理由】 山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。											
	1) 事業	計画												
			H30 H31 H32 H33 H34 H35 H36 H37											
				調査・	調査・設計									
				用地补	用地補償									
			工種	工事	工事		←	•						
@			区分	• 15	去枠工		←	•						
②事業の														
業の				<u> </u>										
実			事業費	(白万円	1)			1 0						
実効性	2) 地元													
	判定		A: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。											
	1320		【理由】事業計画に無理がなく、地元の要望もあるため、事業の実効性が期待できる											
Ⅲ 対応方針														
妥当 事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。														
IV	事後評価	実施の	の有無と主	な評価	内容									

■対象(事業完了後5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】